

教育センターだより

～第100号～



令和4年 5月23日発行

佐野市教育センター

佐野市上羽田町1134番地1

☎ 20-3108

20-3048(相談専用)

「研修」は教職員の重要な責務です

佐野市教育委員会教育長 津布久 貞夫

教員免許更新制が始まって何年か過ぎた頃の話です。ある公立学校の先生が「教師は、経験を積み積むほど、指導力や知識、技能が高まって、よりよく子供たちに教えることができ、教育の効果も上げられるはずである。しかし、教員免許更新制度は、そうした経験を積み実力を高めてきた教師に研修を課す矛盾した制度である。」と主張していました。

確かに、教員の仕事は、職人技のような側面があります。教科指導というまでもなく、児童・生徒指導などは、経験を積み重ねた教員の指導が大きな効果を発揮しています。そしてそれらには、経験によって習得したと思われる独特な側面があります。

さて、先程の先生は、その後いろいろ迷いもあったようですが、ついにやって来た教員免許の更新期限を迎えた時に、定年退職を待たずして公立学校職員を辞しました。

この教員免許更新制度については、教員の大きな負担になるということを理由の一つとして、今年、教員免許更新制の廃止法案が国会に提出されました。併せて、法案では、教育公務員特例法を改正し、任命権者などによる研修記録の作成や資質向上の指導・助言など、新たな研修に関する規定を整

備しています。この新たな研修規定について、教員の負担増になるのではと警戒する意見もあるようです。

しかし、「研修」は教職員の重要な責務であります。教育公務員特例法21条の条文はもとより、改正教育基本法でも、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」(9条)とあります。教職員であれば、誰もが研修によって得た知識や技能が日々の実践に役立った経験をもっていることと思います。いや、それ以上に、社会情勢の変化が激しい現在では、「自己流」が通用するのは、ほんの一部で、常に新しい知識や技能を身に付けていかないと、学校教育が直面する諸課題に対応できないことを痛感しているのではないかと思います。新しい知見に基づいた研修は教職員にとって不可欠であります。

ちなみに、冒頭の先生は、公立学校の職員を辞めて、何と大学の先生になりました。大学の授業といえは、その分野の最新の知識や技能を学生たちに伝授することになるはずで、きっとその先生は、公立学校職員としての決められた研修の他に、膨大な自己研修を積んでおられたのだと思いました。